

## 名古屋市立学校設置条例の一部改正について

小学校2校を統合する等のため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和4年9月2日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

### 記

#### 1 改正理由・内容・施行期日

##### (1) 名城小学校及び御園小学校の統合について

###### ア 改正理由・内容

名城小学校及び御園小学校については、ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画に基づき、統合に向けた取り組みを進めてきました。

「御園小学校と名城小学校の統合による新しい学校づくり懇談会」を経て下記イのとおり校名案を選定したことから、統合校を設置するための改正を行います。

###### イ 統合小学校の学校名（案）

丸の内小学校

###### ウ 施行期日

令和5年4月1日

(2) 下志段味小学校及び志段味中学校の位置の表示の変更について

ア 改正理由・内容

土地区画整理事業による町名町界整理に伴い、下志段味小学校及び志段味中学校の位置の表示を変更します。

イ 施行期日

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日

2 条例案

別紙のとおり

(総務部総務課)